

# 条件付一般競争入札公告

令和7年7月15日

宮古市長 中 村 尚 道

## 1 工事概要

- (1) 工事名 旧キャトル店舗解体工事  
(2) 工事場所 宮古市栄町3番35号  
(3) 工事内容

【解体工事規模】

本棟解体：鉄骨造5階建 延床面積A=10,572.36㎡

増築棟解体：鉄骨造2階建 延床面積A=231.93㎡

その他工作物・付属棟解体 N=1式

【建築解体工事】

直接仮設 N=1式、土工（根切り V=339㎡、埋戻しV=401㎡）、躯体解体（コンクリート取壊し運搬処理 V=1,537㎡、鉄筋切断V=1,537㎡、鉄骨取壊しW=1,013t、外装材・壁・床・天井取壊し N=1式、建具取壊し N=1式、家具類取壊し A=10,572㎡）

増築棟解体（コンクリート取壊し V=73.2㎡、鉄筋切断 V=73.3㎡、鉄骨取壊し W=42.2t、外装材・床・壁・天井取壊し N=1式、建具・家具とりこわし N=1式）

プロパン庫棟解体（コンクリート取壊し V=23.6㎡、建具取壊し N=1式）

各棟共通アスベスト除去 N=1式、解体発生材運搬処分 N=1式

外構工事（外構取壊し運搬処理 N=1式、インターロッキングブロック取り外し・再取付 A=13.7㎡、構内駐車場クラッシュラン A=3,075㎡、アスファルト舗装 A=84.5㎡、メッシュフェンス L=19.2m）

【電気設備解体工事】

受変電設備（高圧気中開閉器・変圧器・受変電盤等撤去 N=1式、燃料配管取外し・蓄電池取外し・油脂類抜き取り N=1式）

幹線、動力設備（各制御盤撤去N=1式）

電灯設備（照明器具撤去N=1式、スイッチ類・コンセント類撤去 N=1式）

避雷針・太陽光発電設備・電話・テレビ・放送・防災設備類撤去 N=1式、ケーブル類撤去 N=1式

【機械設備解体工事】

空調設備撤去（冷凍機・空調機室内外機撤去 N=1式、機器搬出 N=1式、配管撤去 N=1式、アスベスト含有機器撤去 N=1式）

換気設備（換気扇類撤去N=1式）

排煙設備（ダクト撤去 N=1式、保温撤去 N=1式）

衛生器具撤去（各便器類及び手洗い器等撤去 N=1式）

仮設給水設備撤去 N=1式、給排水設備撤去N=1式、給湯設備・ガス設備・消化設備等撤去 N=1式、発生材運搬処分 N=1式

- (4) 工事期間 420日間（連休等を含む）

2 予定価格 625,400,000 円(税抜き)

3 最低制限価格 設定あり

(市営建設工事の請負契約に係る最低制限価格事務処理要領による。)

4 入札保証金 免除

5 契約保証金 1/10

6 入札参加条件

令和7・8年度市営建設工事競争入札参加資格者名簿の土木工事または建築工事に市内業者として登録されている者で、下記の条件を全て満たす者。

(土木工事):次のaからcの全てに該当する者

a 令和7・8年度市営建設工事競争入札参加資格者名簿の土木工事に市内業者(格付A)として登録されている者。

b 土木工事業に関する特定建設業の許可を有する者であること。

c 次に掲げる基準を満たす者を主任技術者または監理技術者として当該工事に専任で配置できること。

・一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

・監理技術者を配置する場合にあっては、土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(建築工事):次のdからfの全てに該当する者

d 令和7・8年度市営建設工事競争入札参加資格者名簿の建築工事に市内業者(格付A)として登録されている者。

e 建築工事業に関する特定建設業の許可を有する者であること。

f 次に掲げる基準を満たす者を主任技術者または監理技術者として当該工事に専任で配置できること。

・一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。

・監理技術者を配置する場合にあっては、建築工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

## 7 入札

- (1) 入札書類の到着期限 令和7年8月4日(月) (宮古郵便局必着)
- (2) 入札書類  
ア 入札書(様式第4号)  
イ 工事費内訳書(様式第5号)  
ウ 縦覧確認書の写し
- (3) 提出方法 一般書留又は簡易書留による郵送とする。
- (4) 宛て先 「〒027-8799 宮古郵便局留 宮古市役所総務部契約管財課行」とする。
- (5) 入札関係書類の入手方法  
総務部契約管財課のホームページよりダウンロードすること。[\(http://www.city.miyako.iwate.jp/\)](http://www.city.miyako.iwate.jp/)

## 8 設計図書等の縦覧方法

- (1) 縦覧方法 貸出場所において設計図書等縦覧(貸出)申請書を提出し、PDF形式で縦覧用設計図書等が記録されたCDの貸し出しを受けて縦覧すること。  
あわせて市の確認印(収受印)を押印した縦覧確認書を受領すること。
- (2) 縦覧費用 無償
- (3) 貸出場所 宮古市役所 総務部 契約管財課
- (4) その他 紙による設計図書等の縦覧が必要な場合はその旨申し出ること。その場合は、貸出日時を指定する場合がある。

## 9 設計図書等の縦覧期間

- (1) 貸出の期間 次の期間の、毎日午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで。  
(ただし土曜日、日曜日、祝日、年末年始の市役所の閉庁日を除く。)  
令和7年7月15日(火) から 令和7年8月1日(金) まで
- (2) 貸出の時間 貸出当日のうち、4時間以内に返却すること。

## 10 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 質問方法及び宛先 Eメールで総務部契約管財課宛申し出ること。(E-mail: [keiyaku@city.miyako.iwate.jp](mailto:keiyaku@city.miyako.iwate.jp))
- (2) 申し出期間 令和7年7月16日(水) から 令和7年7月28日(月) 午後3時まで
- (3) 回答内容と方法 質問及び質問に対する回答を総務部契約管財課のホームページに掲載する。
- (4) 回答掲載期間 令和7年7月30日(水) から 令和7年8月4日(月) まで

## 11 開札

- (1) 日 時 令和7年8月5日(火) 午後1時30分 から
- (2) 場 所 宮古市役所 3階 入札室
- (3) 立 会 人 入札参加者で立会いを希望する者(参加業者当り1名)
- (4) 落札候補者 有効な入札を行なった者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者として指定する。

## 12 入札参加資格の確認

落札候補者は、入札参加資格確認書類を次のとおり提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和7年8月7日(木)
- (2) 提出書類  
ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号-2)  
イ 最新の経営事項審査結果通知書の写し  
ウ その他入札参加条件を証明する書類
- (3) 提出方法 総務部契約管財課へ持参するものとする。
- (4) 確認結果の通知 原則として、(1)の提出期限から起算して3日以内に落札候補者へ通知する。

### 13 その他

- (1) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書及び条件付一般競争入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 入札において、重大な瑕疵があった場合には、市営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、指名停止の措置を講ずるとともに、違約金を徴収することがある。
- (3) 条件付一般競争入札心得「3 入札の無効」に該当する入札は、無効とする。
- (4) 入札は7(2)に掲げる書類を全て同時に提出すること。いずれか一つでも同時に提出されない場合、及び提出された書類に不備がある場合は、当該入札は無効となること。
- (5) 落札候補者は、12(2)に掲げる書類のほか、6の入札参加資格の確認のために市長が行う指示に従うこと。
- (6) 落札候補者が6の入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、入札参加資格を認めないことがある。
- (7) 入札参加資格がないと認められた落札候補者は、当該通知のあつた日から 令和7年8月12日 までの間、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者(市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)は、入札に参加できない。
- (9) この公告に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定に基づき、当該契約を締結することに係る議案を宮古市議会に諮るものである。
- (10) この公告に係る契約は、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為としているものである。  
当該債務負担行為に係る請負代金の支払限度額及び出来高予定額は、別紙「債務負担行為に係る契約の特則」で定めた上で、市営建設工事請負契約書に綴るものとする。

### 14 照会先

- |              |            |     |              |   |
|--------------|------------|-----|--------------|---|
| (1) 一般的事項    | 総務部契約管財課   | 〔電話 | 0193-68-9070 | 〕 |
| (2) 設計に関する事項 | 都市整備部建築住宅課 | 〔電話 | 0193-68-9110 | 〕 |